第一条中「消滅時効等」を「消滅時効」に改める。

第三条の見出しを「（消滅時効の特例）」に改め、同条中「同条前段」を「同条第一号」に、「同条後段」を「同条第二号」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、同法第七百二十四条の二の規定は、適用しない。

（東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五十九条　前条の規定による改正後の東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律第三条の規定は、施行日前に生じた特定原子力損害（前条の規定による改正前の東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律第一条に規定する特定原子力損害をいう。）に係る賠償請求権についても適用する。

第八章　厚生労働省関係

（健康保険法の一部改正）

第百六十条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第百八十九条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百九十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第百九十四条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十一条　施行日前に前条の規定による改正前の健康保険法第百八十九条第三項又は第百九十三条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正）

第百六十二条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百三十八条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百四十二条第一項中「権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第百四十三条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百五十二条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

附則第五条第五項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

附則第六条第一項中「てん補される」を「塡補される」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十三条　施行日前に前条の規定による改正前の船員保険法（次項において「旧船員保険法」という。）第百三十八条第三項、第百四十二条第二項又は第百五十二条第一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧船員保険法附則第六条第一項に規定する損害賠償の請求権が生じた場合におけるその損害賠償については、なお従前の例による。

（労働基準法の一部改正）

第百六十四条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第五項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十五条　施行日前に前条の規定による改正前の労働基準法第八十五条第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第百六十六条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第四十二条中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

第五十八条第三項、第五十九条第四項及び第六十条第五項中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第六十四条第一項中「てん補される」を「塡補される」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

（労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十七条　施行日前に前条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（次項において「旧労働者災害補償保険法」という。）第三十八条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧労働者災害補償保険法第六十四条第一項に規定する損害賠償の請求権が生じた場合におけるその損害賠償については、なお従前の例による。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第百六十八条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十九条　施行日前に理事となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の消費生活協同組合法第三十一条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（生活保護法の一部改正）

第百七十条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の三中「権利は、」の下に「これを行うことができる時から」を加える。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第百七十一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第四十五条中「七年間行わない」を「これらを行使することができる時から七年間行使しない」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第百七十二条　施行日前に前条の規定による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第四十二条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（厚生年金保険法の一部改正）

第百七十三条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第九十条第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第九十二条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、「（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。）」を削り、「五年を経過したとき」を「その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該保険給付の支給に係る第三十六条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき」に改め、同条第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改め、同条第四項中「保険給付を受ける権利」を「第一項に規定する保険給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利」に改める。

第九十三条中「基く」を「基づく」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。